# 2024 年度 実務実習実施にあたってのお願い(近畿地区)

## 本冊子は、以下の内容を纏めたものです:

| 実務実習実施および指導にあたってのお願い       | 1  |
|----------------------------|----|
| 2024年度実務実習日程               | 4  |
| 公休(出席扱い)の取扱い(2024年度)       | 5  |
| 実務実習における実習施設と大学の連携(2024年度) | 7  |
| 施設連携(グループ化)について            | 13 |

2024年1月14日

一般社団法人 薬学教育協議会 病院·薬局実務実習近畿地区調整機構

## 実務実習実施および指導にあたってのお願い

2024年1月14日

一般社団法人 薬学教育協議会 病院·薬局実務実習近畿地区調整機構

6年制薬学教育は、2015年に薬剤師として求められる資質(基本的な資質)を設定し、「その資質(能力)を身につけるために学ぶ」という学習成果基盤型教育の考え方に基づき薬学教育モデル・コアカリキュラムを改訂(以下、改訂コアカリ注目という。)し、2015年度入学生から導入しています。また、改訂コアカリに沿った薬学実務実習を適正に実施するために「薬学実務実習に関するガイドライン注2(以下、ガイドラインという。)」が示されました。

ガイドラインのなかで、実務実習は「知識偏重の実習ではなく、医療人の一員として臨床現場で個々の事例や症例を体験して、医療における薬剤師業務の意義や薬物治療における薬剤師の役割を理解し、薬の専門職として医療現場で臨機応変に対応できる実践的な能力を養成する実習を行う」ことが謳われています。

近畿地区調整機構ではガイドラインに準拠した実務実習を実施するために、施設連携(グループ化)構築<sup>注3)</sup> などに取り組んでおります。実習施設の特徴を活かしながら、薬局と病院での計 22 週間の実習がより効果的に行うことを目指したものです。

改訂コアカリの実務実習の実施にあたり、以下の点にご留意の上、ご指導いただきますようにお願いいたします。

注1: 文部科学省>薬学教育ホームページからダウンロード可能

注2:平成27年2月,薬学実務実習に関する連絡会議,文部科学省ホームページからダウンロード可能

注3:平成28年7月近畿地区調整機構委員会決定

#### 1. 改訂コアカリの実務実習の主な特徴(近畿地区)

- ① 薬局実習・病院実習の順に連続性のある22週間の実習とする(p.4)。
- ② 実習施設と大学の連携

大学が主導的な役割を果たし、実習を行う薬局施設と病院施設の円滑な連携を図ります。本調整機構では「実務実習における実習施設と大学の連携」を定めています (pp.7-12)。

③ 施設連携 (グループ化)

近畿地区をグループに分割し、グループごとに 22 週間の実習内容を構築します(pp.13-14)。

④ 実習の評価

評価は、学習成果基盤型教育の考え方に基づき概略評価を行います。

⑤ 実務実習記録(日誌)

近畿地区では、実務実習記録として富士フィルムシステムサービス社の「実務実習指導・管理システム (WEBシステム)」を利用しており、その利用指針を定めています (別添)。

## 2. 実務実習のあり方

薬学実務実習は、薬剤師として求められる基本的な資質の修得を目指すものです。その効果的な実施のために、

- ・学生が参加・体験できる実習の実施を図ること
- ・実習施設と大学の連携を図ることをお願いいたします。

## 3. 実習施設への要望

(1) 実習環境

以下の項目を実施していることが望ましいと考えています。

- ① 薬物治療の理解と考察 ② チーム医療の実践 ③ 多職種協働
- ④ 地域連携·支援
- ⑤ 施設間連携

#### (2) 実習内容

- ・改訂コアカリに基づき実施をお願いします。また、グループごとに開催するグループ 協議会で、施設と大学、および施設間の協議をお願いします。
- ・本調整機構では、学生および指導者のために「薬学生のための病院・薬局実務実習テキスト 2024 年度版」を作成しています。

なお、日本薬剤師会から「薬局実務実習指導の手引き 2018 年版 [改訂モデル・コアカリキュラム対応]」が発行されています。

#### (3) 実習期間・時間

- ・各期の実習期間と公休を次頁以降 (pp.4-6) に示します。
- ・病院、薬局の実習期間は連続性のある 22 週間とし、各施設 11 週間を原則とする。
- ・原則、月曜日~金曜日の午前9時~午後5時を目途として下さい。
- ・時間外の実習や、振替日の実習(土曜日等)を行った場合、実習時間に応じ代休となる場合があります。

#### (4) 指導体制

- ① 認定指導薬剤師は、主体的に指導を行い、実習生の成長、気づきを促して下さい。
- ② 認定指導薬剤師は、他の薬剤師および他職種職員と協力して指導を行って下さい。
- ③ 認定指導薬剤師は、改訂コアカリの把握など、指導能力の向上を図って下さい。

#### (5) 評価

「実務実習における実習施設と大学の連携」をご参照いただき実施して下さい。なお、 複数の実習生が履修している場合でも相対評価は避け、要改善事項があれば大学担当教 員と協議をお願いいたします。

その他集合研修時等の交通費は、実習生の負担が重くならないように配慮をお願いします。

\_\_\_\_\_

## 病院・薬局実務実習近畿地区調整機構について

薬学教育協議会の支部の位置づけとして、実務実習を円滑に進めるため近畿地区に設置されています。近畿地区の6府県に所在する薬学部を有する大学、薬剤師会および病院薬剤師会で構成されています。ホームページを開設しており、今後、内容を充実させます。

事務局: 〒540-0019 大阪市中央区和泉町 1-3-8 大阪府薬剤師会館西館 4 階 TEL 06-6910-1488 FAX 06-6910-1489 E-mail:kyc@osaka-fuyaku.jp

## 2024年度実務実習日程(近畿地区)

第 I 期: 2024年2月19日(月) ~ 5月5日(日)

第Ⅱ期: 5月20日(月) ~ 8月4日(日)

第Ⅲ期: 8月19日(月) ~ 11月3日(日)

第Ⅳ期: 11月18日(月) ~ 2025年2月9日(日)

※1) 正月休みは、12月29日(日)~1月4日(土)の 1週間とする。

※2) 各期間中、11 週間(原則 55 日)の実習日を設定する。

※3) 第 I 期での 2 日間の土曜日・日曜日等の利用の推奨について

第 I 期実習期間は実習日程が少ないため、実習期間中の 2 日間の土曜日・日曜日等を利用することが望まれる(但し、土曜日・日曜日等を実務実習に利用しない受入施設は除外します)。

○例示:土曜日・日曜日等に行う集合研修、施設見学又は地域活動等に参画する実習 において、これら2日間の休日の振替をしない。

○例示: 土曜日に営業している受入施設では、実習期間中のいずれかの土曜日2日間 を実習日とし、それらの2日間の休日の振替をしない。 下記に該当する場合は公休とする。

- 1. 慶弔休暇
- 1) 学生の父母、子または配偶者が死亡した時5日
- 2) 学生の祖父母、兄弟姉妹または配偶者の父母が死亡した時3日
- 2. 交通ストまたは災害等により交通機関が使用できなくなった場合(徒歩で実習先に向かう場合を除く)
- 1) 7時までに解除した時通常どおり
- 2) 10 時までに解除した時 午前中公休
- 3)10時以降に解除した時終日公休
- 4)上記1)~3)については実習施設と予め協議した上決定する。
- 3. 大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、暴風特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報、大津波警報、噴火特別警報(噴火警報居住地域)、緊急地震速報(震度 6 弱以上) および暴風警報が発令された場合あるいは津波警報等により実習先への移動を控える必要が生じた場合
- 1) 7時までに解除された時通常どおり
- 2) 10 時までに解除された時午前中公休
- 3) 10 時以降に解除された時 終日公休
- 4)上記1)~3)および災害が予測される場合は実習施設と協議した上決定する。
- 4. 裁判員制度により裁判員の指名を受けた場合に出頭等の手続きが必要になった場合、公休とする。ただし、終日休む必要がない場合は、午前中公休あるいは午後公休とする。
- 5. 学校保健安全法施行規則第18条に定めた下記の「学校において予防すべき感染症」 に罹患した場合,同施行規則第19条に定めた出席停止期間を公休とする。
  - ・第一種エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、特定鳥インフルエンザ
  - ・第二種インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に報告されたものに限る)、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
  - ・第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性 角結膜炎、急性出血性結膜炎
  - ・その他の感染症(第三類として扱う場合もある) 感染性胃腸炎、サルモレラ感染症,カンピロバクター感染症、マイコプラズマ感染症等

\*上記、公休に該当する事項で欠席した場合、欠席日数が長期間にわたるときは、補講を受けなければならない。この場合の補講については、学生、大学、関係機関等と協議して決める。

#### 公休の場合の連絡

1. 上記1. 5. の場合

学生は可及的速やかに大学の指導担当教員および指導薬剤師に電話連絡する。

2. 上記2. 3. 4. の場合

学生は可及的速やかに大学の指導担当教員および指導薬剤師に電話またはメール連絡する。

3. 上記5の場合

学生は、原則、後日医師の診断書を大学に提出すること。公休に伴う実習の短期間の遅れ の取扱いについては、下記の例を参考に当該学生の所属する大学の指導担当教員と病院/ 薬局の実務実習指導薬剤師の間で協議し決定する。

- 1. 実習を受けている学生が当該学生1名であった場合
  - 1) 公休により実習期間が短縮されるが、大学の指導担当教員と実務実習指導薬剤師の間で協議し、全てのSBOs を期間内に実施できるよう LS を組み替える。
  - 2) LS を組み替えても全ての SBOs を期間内に実施できない場合は、SBOs は未実施のままとし、当該大学の指導担当教員が取扱いを検討する。
- 2. 受講学生が複数で、すべて当該学生であった場合
  - 1) 当該学生が1大学に所属の場合:公休により実習期間が短縮されるが、大学の指導担当 教員と実務実習指導薬剤師の間で協議し、全てのSBOsが実施できるようLSを組み替え る。
  - 2) 当該学生が複数の大学に所属している場合:公休により実習期間が短縮されるが、実務 実習指導薬剤師が全ての SBOs を実施できるよう LS を組み替え、当該大学の指導担当教 員に通知する。
  - 3) LS を組み替えても全ての SBOs を期間内に実施できない場合は、SBOs は未実施のままとし、当該大学の指導担当教員が取扱いを検討する。
- 3. 複数の学生が実習を受けており、当該学生が一部であった場合
  - 1) 公休のため実施できなかった SBOs は未実施のままとし、当該大学の指導担当教員が取扱いを検討する。

## 実務実習における実習施設と大学の連携(2024年度)

一般社団法人 薬学教育協議会 病院・薬局実務実習近畿地区調整機構

2024.1.14

#### 1. 実務実習施設と大学の連携体制及び実習施設訪問について

- (1) 大学側の実務実習実施体制の整備
  - ・実務実習を担当する組織として、学内委員会等を設置します。
  - ・ それぞれの学生について、指導担当教員を置きます(原則として、正・副2名以上)。
  - ・実務実習事前学習(臨床準備教育)について、指導体制及び改訂モデル・コアカリキュ ラムに準拠したカリキュラムを整備し、これを大学のホームページ等で公開することに より、周知を図ります。
  - 実務実習事前学習を規定の時間数実施します。
- ・薬学共用試験(OSCE, CBT)を適正な環境、条件のもと実施し、これらの合格を実務実 習履修の要件とします。

## (2) 連絡会

- ・ 各府県で近畿地区調整機構と薬剤師会、病院薬剤師会が主催する実務実習連絡会を実施 し、実習施設と大学の連携を図ります。
- (3) 大学による指導薬剤師に対する実務実習に関する説明
  - ・各大学は、原則として、実務実習開始までに大学における説明会あるいは学生指導担当 教員による実習施設の訪問によって、認定実務実習指導薬剤師(以下、指導薬剤師)に 対する6年制薬学教育カリキュラムや当該大学における実務実習事前学習(臨床準備教 育)の内容、実習中の連携等について、伝達及び情報交換を行います
  - ・各施設が所属する実習グループ(薬局と病院で構成)において、上記の伝達や情報交換 の内容を含んだグループ協議会(実習施設と大学)を開催される場合は、説明会または 施設訪問を行わないことがあります。

#### (4) 教員による実習施設訪問

1)実施時期および目的

学生指導担当教員は、実務実習を円滑に実施し、また学習効果を上げることを目的として、実習施設を訪問し、指導薬剤師との面談や情報の共有化、学生への指導、学習成果の評価等を行います。また、必要に応じて、実習施設及び指導薬剤師との連携の下、実務実習の指導体制、指導内容や指導方法の変更等を行います。訪問の実施時期、実施回数については特に規定せず、指導薬剤師及び学生との相談の上決定するものとします。

## 2) 訪問教員

- ・実習施設訪問は、原則として、学生指導担当教員が行います。
- ・ 訪問する教員の職名、専門分野、訪問指導各回の担当・役割分担等については、各大学で定めます。
- 3) 訪問時に実施する事項

学生指導担当教員は、実習施設訪問時に、実務実習の見学、指導薬剤師との面談、学生との面談等により、下記の事項を実施します。

- ・実務実習実施計画(改訂コアカリやガイドラインへの対応等)の確認。
- 学習成果の評価方法(総括的評価)の確認(成績判定の規定や基準)、概略評価の確認、実習終了時の最終評価の確認。
- ・実務実習の進捗状況(改訂コアカリやガイドラインとの対応等)の確認。
- ・ 実務実習実施過程での学生の学習目標到達状況の確認及び指導(形成的評価)。
- ・問題・トラブル等の把握と対応・措置。
- ・ 学生のメンタルケア。
- ・ 実務実習終了時の学生の学習目標到達度の確認 (総括的評価)。
- ・ その他、実習施設、指導薬剤師への伝達あるいは協議・確認が必要な事項がある場合 は、これを実施させていただきます。

## 2. 実務実習の成績評価について

- (1) 形成的評価に関する基本的な考え方及び実施方法
  - ・形成的評価は、各中項目、各到達目標について、一定の評価基準をもとに目標にどの程度到達しているかについて情報収集を行う「測定」、測定結果が薬学生としてどのようなレベルにあるかについて解析する「価値判断」、及びその結果を学生に勧告し、学習の改善に向けた指導を行なう「フィードバック」からなります。
  - ・ 「測定」、「価値判断」及び「フィードバック」は、指導薬剤師に実施していただくこと を基本とします。
  - ・ 「フィードバック」は、口頭で学生に伝えるとともに、実務実習記録のコメント欄に記載し、記録に残すことを基本とします。
  - ・ 学生指導担当教員は、学生との大学での面談あるいは実習施設訪問時の面談の際に、必要に応じて、指導薬剤師による「測定」及び「価値判断」をもとに「フィードバック」を実施させていただきます。
- (2)総括的評価に関する基本的な考え方及び実施方法
  - ・総括的評価は、各ユニットについて、一定の評価基準をもとに目標にどの程度到達しているかについて最終的な情報収集を行う「測定」、測定結果が薬学生としてどのようなレベルにあるかについて最終的に解析する「価値判断」、及びその結果に基づいて合否及び単位認定を行なう「合否判定」からなります。
  - ・「測定」及び「価値判断」は、主に指導薬剤師が行なうことを基本とします。
  - 「価値判断」は、別途定める評価表を用いて、実施していただきます。
  - ・指導薬剤師が学生の最終的な学習目標到達が不十分と判断する項目については、必要に 応じて、学生指導担当教員あるいは適当な大学教員立会いのもとに「測定」及び「価値 判断」を行い、確認させていただきます。
  - ・形成的評価における「測定」及び「価値判断」により、すでに十分達成できていると判断される到達目標については、その結果を尊重し、適宜、総括的評価の「測定」及び「価値判断」を省略することも可能です。

・総括的評価における「合否判定」は、指導薬剤師による上記の改訂コアカリの達成度に 関する「価値判断」の結果を尊重し、これに加えて各大学が別途定めるその他の項目 (出席、レポート等)に関する評価基準に基づいて、大学が個々に定める規定によって 実施します。これらの詳細については、実務実習開始前の大学における説明会あるいは 学生指導担当教員による実習施設訪問の際に指導薬剤師にお伝えします。

## 3. 問題・トラブルが起こった場合の対応について

- (1) 問題・トラブルの発生を未然に防ぐための大学と指導薬剤師及び学生との連絡手段
  - 1) 大学での体制整備
    - ・ 実務実習において、緊急事態及び問題・トラブルが発生した場合の学内の対応・措置 体制を整備します(委員会、相談室等の設置)。
    - ・ 実務実習において、緊急事態及び問題・トラブルが発生した場合の大学としての対応・措置方法、マニュアル等を策定します。
    - ・問題・トラブル、病気、事故、その他の理由により学生が実務実習を受けない場合の 措置方法を策定します(公休扱いの基準、総括的評価の扱い等)。
    - ・以上の情報を実務実習開始前あるいは開始後に、適宜、指導薬剤師にお知らせし、また学生へ周知します。
    - ・ 学生指導担当教員の学生に対するメンタルケア及びハラスメント対策に対する意識・ 情報の共有化を図ります (FD, 講演会の実施等)。
  - 2) 実習施設と大学の連絡
    - ・ 実務実習において、緊急事態及び問題・トラブルが発生した場合の各大学への連絡先 について、実習施設、指導薬剤師にお知らせします。
    - ・実務実習記録を介した情報の共有化をお願いします。
    - ・ その他、電話、メール、実習施設訪問時の面談等により、密に情報の共有化を図らせていただきます。
    - ・ 学生のメンタルケア等については、個人情報の保護に十分に配慮した対応・措置をお 願いします。
  - 3) 学生と大学の連絡
    - ・1名の学生を原則、正・副の複数の教員が学生指導担当教員として担当することにより、密な指導・ケアを行います。
    - 実務実習記録を介した情報の共有化及び学生指導を行います。
    - ・その他、電話、メールによる連絡、大学における面談及び実習施設訪問時の面談により、情報の共有化を図ります。
    - ・ 学内に相談窓口を設け、学生の申し出・相談を受け付けます(面談、電話、メール等)。
    - ・ 学生のメンタルケア等については、個人情報の保護に十分に配慮した対応・措置に努めます。

- (2) 問題・トラブルが起こった場合の大学としての対応・措置方法
  - 1) 問題・トラブルが発生した場合の対応について
    - ・ 実務実習において、緊急事態及び問題・トラブルが発生した場合の対応・措置方法、 マニュアル等を策定します。
  - 2) 問題・トラブルが発生した場合の措置について
    - ・問題・トラブルの深刻化、継続、再発等を防止する当面の措置として、実務実習の中断が必要と考えられる場合は、実習施設(指導薬剤師)及び近畿地区調整機構と協議し、原則として、学生、実習施設(指導薬剤師)及び大学の三者の合意により、これを決定し、実施します。状況によっては、上記1)における情報収集及び対応方法の協議・決定に先んじてこれを実施する場合があります。
    - ・決定した対応方法に基づき、実習施設(指導薬剤師)との協議、実習施設(指導薬剤師)及び近畿地区調整機構との協議、学生に対する指導あるいはケア、あるいは実習施設(指導薬剤師)、学生及び大学の三者協議により、問題・トラブルの解決・解消あるいは軽減化に努めます。大学は、学生指導担当教員あるいは学内委員会委員、学内学生相談員等、状況に応じて適当と考えられる教職員がこれにあたります。
    - ・問題・トラブルの解決・解消あるいは軽減等により、当該実習施設での実務実習の継続あるいは再開が可能な場合は、実習施設(指導薬剤師)及び近畿地区調整機構との協議により、継続・再開条件を決定し、これを行います。
    - ・問題・トラブルの解決・解消に至らず、当該実習施設での実務実習の継続・再開が困難な場合は、実習施設(指導薬剤師)及び近畿地区調整機構との協議により、実習施設の変更、実務実習の休止・延期等、適切な措置を決定し、これを行います。
    - ・上記2点については、原則として、実習施設(指導薬剤師)、学生及び大学の三者の 合意により、決定・実施するものとします。
    - ・問題・トラブルに対する対応・措置について、実習施設(指導薬剤師)との協議のみでの実施が困難な場合は、各府県の薬剤師会あるいは病院薬剤師会の担当組織・委員会等と協議を行います。
    - ・ 上記の実務実習の継続・再開あるいは実習施設の変更、実務実習の休止・延期等の措置により、近畿地区調整機構による実習施設の再調整が必要な場合は、これを要請します。
  - 3) 問題・トラブルの再発防止について
    - ・問題・トラブルが発生した場合には、その対応・措置及びその経過・結果について学 内委員会及び教授会に報告し、学内委員会あるいは教授会において再発防止策を協 議・決定し、これを実施します。
    - ・ さらに必要に応じて、実習施設(指導薬剤師)あるいは近畿地区調整機構との協議・ 調整を行ない、再発防止策を実施します。
    - ・問題・トラブルについては、個人情報の保護に留意の上、可能な限りの情報を近畿地 区調整機構に報告します。

#### (3) 問題・トラブル発生時の近畿地区調整機構の役割

- ・問題・トラブルの発生により実習施設・指導薬剤師の変更、実務実習の休止・延期等 に至った場合に、実習施設・指導薬剤師及び実務実習実施時期の再調整を行いま す。
- ・問題・トラブルに関する情報を集積し、データ化して大学及び実習施設(指導薬剤師)、必要に応じて他の関連機関に提供します。
- ・ ハラスメント対策について、啓発活動を行います(講演会の実施、事例集の作成・配布等)。
- ・各大学への連絡網を整備し、緊急事態及び問題・トラブルが発生した場合の対応に備 えます。

#### 4. 「実務実習記録」と「評価表」について

薬学教育における実務実習は、医療人たる薬剤師に必要な知識・技能・態度を薬学生が医療現場での実践を通して修得することを目的とするものです。特に、医療人として必要な倫理観や使命感、責任感は、病院や薬局において、実際に患者や来局者、さらには他の医療スタッフと接することによって初めて涵養できるものと言えます。大学が学生に期待するのは、指導薬剤師の先生方の指導のもと、医療現場において、大学では実施できない臨場感、緊張感のある参加型実習を行うことによって、このような知識・技能・態度を修得することです。

「実務実習記録」は、このような実践的な参加型教育による知識・技能・態度のバランスの 取れた修得を助けるためのツールとして使用するものであり、あくまで学生が自分自身の 成長記録として主体的に記入するものです。具体的には、学生は、実習施設(指導薬剤 師)にお示しいただく実務実習スケジュールから、実務実習全体、実施ユニットごと、週 ごと、さらには1日ごとの到達すべき学習目標を理解し、これが実務実習を行うことによ ってどの程度達成できたかを自己評価して、「実務実習記録」に記入して行きます。学生が 行う「実務実習記録」作成における指導薬剤師の役割は、学生の記録内容を適宜確認し、適 切なアドバイスや評価(形成的評価)を与えることによって、さらに効果的な学習を促す ことにあります。

「実務実習記録」における日々の記録は、週単位あるいはユニット単位の学習目標到達度、すなわち成長度合いの指標になり、またユニット単位の記録は、実習全体の学習目標到達度の指標となります。こういったユニット単位あるいは実習全体についての学習目標到達度を、実務実習の終了時に「評価表」に記載していただき、さらにこれらに関する具体的な概評をいただければ、大学は、これを総括的評価の「測定」及び「価値判断」として使わせて頂きます。

したがって、指導薬剤師の先生方には参加型実務実習の意義を十分にご理解いただき、臨床現場での実践的な経験を通して、学生が医療人としての薬剤師になるための成長に重点を置いた指導をお願い致します。先述のように、「実務実習記録」は、あくまで指導薬剤師と学生、さらには学生指導担当教員が三者で共有する成長過程の記録簿とお考えいただき、効果的な指導及び情報交換に活用いただければ幸いです。

## 施設連携(グループ化)について

一般社団法人 薬学教育協議会 病院・薬局実務実習近畿地区調整機構

## 1. 施設連携(グループ化)の経緯と作業

本調整機構では、「薬学実務実習に関するガイドライン」に準拠した実務実習を実施する上で、①実践的な臨床対応能力を身に付ける参加・体験型実習の実施のため、②薬局実習と病院実習の一貫性を図り効果的な実習を行うために、施設(薬局と病院)連携を強化する必要性を検討した。その結果、平成28年7月に、薬局と病院施設のグループ化を構築することを決定した。

また、この施設連携(グループ化)の作業は、近畿地区の14大学で分担し、薬剤師会および病院薬剤師会の協力の下で行うこととした。

## 2. 実務実習施設連携 (グループ化) の意義・目的

- 1) 施設連携を強化し薬局実習・病院実習 22 週間の一貫性を構築することで、学修効果の高い実習を目指す。
- 2) 代表的な疾患を薬局および病院それぞれで学習することで、薬物療法に係るコミュニケーション能力や問題解決能力を培うことができる。代表的な疾患(8疾患)を薬局・病院で単に棲み分けすることではない。
- 3) <u>各施設の特徴を活かすことで、多くの実習項目について実践的な参加型実習を実施</u>することができる。

#### 補足事項

- 1)・3)の補足:薬局と病院での22週間を通じた実習内容の協議により構築する。⇒グループごとに(薬局・病院それぞれの)実施計画が異なる。場合によっては、グループ内でも施設・学生によって変更可能である
- 2) の補足:代表的疾患の取扱については、薬局・病院を通じでの学習、薬局での学習、病院での学習に分かれることになる

補足):施設調整や訪問指導の効率化、結果的に訪問指導の質向上が期待できる。 実務実習施設連携(グループ化)の目的(文章化)

高齢化及び疾病構造の変化を踏まえて、医薬品等の安全かつ適正な使用促進を図るためには 最新の医療や医薬品等の幅広い情報に精通することが求められる。また、今後目指す地域包括 ケアシステムへの対応では、在宅はもとより地域の医療・介護等社会資源に関する情報を把握 する必要性が生じる。

地域での施設間連携については、薬局実習・病院実習 22 週間が一貫性をもって実施されることにより、学修効果の高い実習となる。また、代表的な疾患を薬局及び病院が連携すること



で、単なる棲み分けではなく、薬物療法に係るコミュニケーション能力や問題解決能力を培う ことができるとともに、多くの実務実習項目について参加型実習を実施できることにも繋が る。

#### 3. グループでの協議・活動について

- 1) グループ協議会
  - ・当該グループに属する薬局と病院、および大学の三者で構成される。
  - ・原則、実習開始前に、実習内容(役割分担を含む。前頁2.補足事項参照)や実習スケジュールを協議する。改訂コアカリを網羅できているか、ガイドラインに準拠しているかが重要な要素である。

#### 2) 引継会

- ・薬局実習終了後に、薬局での実習内容や成果を病院側に伝える場。
- ・薬局実習・病院実習22週間の一貫性を図り、学修効果の高い実習を実施するために開催してもよい。
- 3) その他
  - ・薬局・病院合同の実習(たとえば、SGD)や発表会などを設定してもよい。

#### 4. グループの担当大学

**摂南**、大医薬大

近大、大谷

施設連携(グループ化)の作業は、近畿地区 15 大学で分担し、薬剤師会および病院薬剤師会の協力の下で行う。

### 分担

大阪南部

大阪府

大阪市内 神戸市内 神薬、神学、兵医

北部:東淀川、淀川、北、都島 阪神地区 武庫川、兵医、神学、神薬

大**医薬大**、阪大 阪神北 神学

北部:旭 兵庫播磨 獨協、神薬

東部:中央、天王寺、東成、城東、生野、浪速、鶴見 兵庫北部・淡路 兵医、神薬、神学、武庫川

**摂南**、同女

西部:西、此花、西淀川、港、大正、福島 京都府

**大医薬大**、阪大 京都市内 京**薬**、京大 南部:阿倍野、西成、平野、東住吉、住吉、住之江

京都南西部 京楽、大医薬大 京都南西部 京楽、大医薬大 京都南西部 京楽、大医薬大 京都南部 同女、京薬

大阪東部 摂南、同女 京都北部 京薬、京大

奈良県 **大谷**、同女 遊賀県 **立命**、京薬

和歌山県 **和歌山医大** (2024 年度より)、大谷 \* 太字記載の大学を責任大学とする